



第一化成控股（開曼）股份有限公司
IKKA HOLDINGS(CAYMAN) LIMITED

株主総会議事規則

第1条の根拠

本会社の良好な株主総会ガバナンス制度の確立、監督機能の健全化および管理機能の強化を図るため、中華民国の「上場・上櫃会社ガバナンス実務守則」第5条の規定に基づき、本規則を制定し、これに従うものとする。

第2条 総則

当会社の株主総会の議事規則は、中華民国の法令または定款に別段の定めがある場合を除き、本規則の定めに従うものとする。本規則に定めのない事項やその後の法令の変更があった場合は、すべて現行の有効な関連法令の規定に従って処理するものとする。

第3条 株主総会の招集および開催通知

当会社の株主総会は、中華民国の法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会が招集するものとする。

当会社の株主総会の開催方法の変更は、取締役会の決議を経て行い、遅くとも株主総会開催通知書の発送前までに行わなければならない。

当会社は、定時株主総会の開催の30日前または臨時株主総会の開催の15日前までに、株主総会開催通知書、委任状用紙、承認案、議論案、取締役の選任または解任に関する事項など各議案の内容および説明資料、株主総会議事手冊および会議補足資料等を電子ファイルとして公開情報観測所に送付しなければならない。

また、株主総会開催の15日前までに、当該株主総会議事手冊および会議補足資料を準備し、株主が随時閲覧できるようにし、当会社および当会社が委任した専門の株務代理機関に陳列しなければならない。

前項の議事手冊および会議補足資料は、当社が株主総会開催当日に以下の方法で株主に閲覧を提供するものとする。

1. 実体株主総会を開催する場合は、株主総会の会場で配布しなければならない。
2. ビデオ支援株主総会を開催する場合は、株主総会の会場で配布するとともに、電子ファイルをビデオ会議プラットフォームに送信しなければならない。

い。

3. ビデオ株主総会を開催する場合は、電子ファイルをビデオ会議プラットフォームに送信しなければならない。

通知および公告には招集事由を明記しなければならない。相手方の同意がある場合は、電子的方法で行うことができる。

取締役の選任または解任、定款の変更、資本減少、公開停止の申請、取締役の競業許可、利益の資本増加、準備金の資本増加、会社の解散、合併、分割、中華民国会社法第 185 条第 1 項各号、中華民国証券取引法第 26 条の 1 および第 43 条の 6、中華民国発行人募集および発行有価証券処理準則第 56 条の 1 および第 60 条の 2 に関する事項は、招集事由に列挙し、その主要内容を説明しなければならない。臨時動議として提出してはならない。主要内容は中華民国証券主管機関または会社が指定するウェブサイトに掲載し、その URL を通知に明記しなければならない。

股東會召集事由已載明全面改選董事，並載明就任日期，該次股東會改選完成後，同次會議不得再以臨時動議或其他方式變更其就任日期。

持有已發行股份總數百分之一以上股份之股東，得向本公司提出股東常會議案，以一項為限，提案超過一項者，均不列入議案。但股東提案係為敦促公司增進公株主總会の招集事由には、取締役の全面改選および就任日が明記されており、当該株主総会で改選が完了した後は、同一会議において臨時動議やその他の方法で就任日を変更することはできません。

発行済株式総数の 1%以上を保有する株主は、当社に対して株主総会の議案を 1 件に限り提出することができます。複数の議案を提出した場合は、すべて議案として取り扱われません。ただし、株主提案が会社の公共利益の増進や社会的責任の遂行を促すものである場合、取締役会はこれを議案に含めることができます。なお、株主の提案が中華民国会社法第 172 条の 1 第 4 項各号のいずれかに該当する場合、取締役会はこれを議案としないことがあります。

当社は、株主総会開催前の株式名義書換停止日前に、株主からの提案の受付、書面または電子による受付方法、受付場所および受付期間を公告しなければならない。受付期間は 10 日間以上とする。

株主の提案は 300 字以内とし、300 字を超えるものは議案に含めないものとする。提案株主は、株主総会に本人または代理人として出席し、当該議案の討議に参加しなければならない。

当社は、株主総会招集通知日前に処理結果を提案株主に通知し、本条の規定に適合する議案を招集通知に記載するものとする。議案に含まれなかった株主提案については、取締役会は株主総会においてその理由を説明しなければ

ならない。

第4条 委任状

株主は、毎回の株主総会において、当社が発行する委任状を提出し、権限の範囲および代理人を明記して株主総会に出席させることができる。

一人の株主は一通の委任状を提出し、代理人は一人に限るものとし、株主総会開催の5日前までに当社に届け出なければならない。委任状が重複して提出された場合は、最も早く届いたものを有効とする。ただし、撤回の意思表示がある場合はこの限りでない。

委任状が当社に届いた後に、株主が自ら株主総会に出席するか、書面または電子方式で議決権を行使する場合は、株主総会開催の2日前までに書面で当社に委任の撤回を通知しなければならない。期限を過ぎての撤回は、代理人による出席および議決権行使が有効とされる。

委任状が当社に届いた後に、株主がビデオ会議方式で株主総会に出席する場合も、株主総会開催の2日前までに書面で当社に委任の撤回を通知しなければならない。期限を過ぎての撤回は、代理人による出席および議決権行使が有効とされる。

第5条 株主総会の開催場所および時間の原則

株主総会の開催場所は、当会社の所在地または株主の出席に便利で株主総会の開催に適した場所とし、会議開始時間は午前9時より早く、または午後3時より遅くしてはならない。開催場所および時間については、独立取締役の意見を十分に考慮しなければならない。

当会社がオンライン株主総会を開催する場合は、前項の開催場所の制限を受けない。

第6条 署名簿等書類の備置

署名簿等書類の備置

当社は、招集通知書に株主、請求人、受託代理人（以下「株主」という）の受付時間、受付場所およびその他注意事項を明記しなければならない。

前項の株主受付時間は、会議開始の少なくとも30分前に行うものとし、受付場所には明確な表示を設け、適切かつ有能な担当者を配置しなければならない。

株主総会のオンライン会議は、会議開始の30分前から株主総会のオンライン会議プラットフォームにて受付を行い、受付を完了した株主は、直接出席したものとみなす。

株主は出席証、出席サインカードまたはその他の出席証明書をもって株主総会に出席しなければならないが、当社は株主の出席証明書に対して任意に他の

証明書の提出を求めている。委任状の請求人は身分証明書を携帯し、確認に備えるものとする。

当社は出席株主の署名簿を設置し、出席株主の署名を受け付けるか、出席株主から出席カードを提出させて出席の代わりとしなければならない。

当社は議事手冊、年次報告書、出席証、発言用紙、投票用紙およびその他の会議資料を、株主総会に出席する株主に交付しなければならない。取締役の選挙がある場合は、別途選挙用紙を添付しなければならない。

政府または法人が株主である場合、株主総会に出席する代表者は一人に限られない。法人が委託を受けて株主総会に出席する場合は、一人のみ代表者を指名して出席できる。

株主総会がテレビ会議で開催される場合、株主がテレビ会議方式で出席を希望する場合は、株主総会開催の2日前までに当社に登録しなければならない。

株主総会がテレビ会議で開催される場合、当社は会議開始の少なくとも30分前までに議事手冊、年次報告書およびその他関連資料を株主総会テレビ会議プラットフォームにアップロードし、会議終了まで継続して公開しなければならない。

第6条の一 株主総会のオンライン会議開催に関する招集通知の記載事項
株主総会をオンライン会議で開催する場合、招集通知には以下の事項を記載しなければならない。

一、株主がオンライン会議に参加し、権利を行使する方法。

二、天災、事変その他の不可抗力によりオンライン会議プラットフォームまたはオンライン参加に障害が発生した場合の対応方法として、少なくとも以下の事項を含むこと。

(一) 障害が継続して解消できず、会議の延期または継続開催が必要となる場合の期間および延期または継続開催の日程。

(二) オンライン参加の登録をしていない元の株主総会の株主は、延期または継続開催の会議に参加できないこと。

(三) オンライン補助による株主総会を開催し、オンライン会議の継続が不可能となった場合、オンライン参加株主の出席株数を差し引いた後の出席株数が株主総会の法定定足数に達していれば、株主総会は継続される。オンライン参加株主の出席株数は出席株主の総数に含められ、その株主は当該株主総会の全議案について棄権したものとみなされる。

(四) 全ての議案の結果が既に発表され、臨時動議が行われなかった場合の対応方法。

三、オンライン株主総会を開催し、オンラインでの参加が困難な株主に対して適切な代替措置を明記しなければならない。

第7条 株主総会の議長および列席者

株主総会が取締役会によって招集される場合、その議長は取締役会長が務める。取締役会長が休暇中または何らかの理由で職務を行使できない場合は、副取締役会長が代理を務める。副取締役会長がいない、または副取締役会長も休暇中もしくは職務を行使できない場合は、取締役会長が常務取締役のうち一人を指名して代理を務めさせる。常務取締役が設置されていない場合は、取締役のうち一人を指名して代理を務めさせる。取締役会長が代理人を指名しない場合は、常務取締役または取締役の中から互選で一人を代理とする。

前項の議長が常務取締役または取締役の代理である場合、6か月以上の在職期間があり、会社の財務および業務状況を理解している常務取締役または取締役が務めるものとする。議長が法人取締役の代表者である場合も同様とする。

取締役会が招集した株主総会は、取締役会長が自ら議長を務めることが望ましく、取締役会の過半数の取締役が自ら出席し、各種機能委員会のメンバーから少なくとも一人が代表として出席することが望ましい。また、出席状況は株主総会議事録に記載しなければならない。

株主総会が取締役会以外の他の招集権者によって招集される場合、議長はその招集権者が務めるものとし、招集権者が二人以上いる場合は互いに一人を推挙して議長とするものとする。

当会社は、委任した弁護士、会計士または関連する者を株主総会に列席させることができる。

第8条 株主総会の開催過程の録音および録画の証拠保存

当会社は、株主の受付開始時から株主受付過程、会議進行過程、投票および開票過程を全て連続して途切れることなく録音および録画しなければならない。

前項の音声・映像資料は少なくとも1年間保存しなければならない。ただし、株主が中華民国会社法第189条に基づき訴訟を提起した場合は、訴訟終了まで保存しなければならない。

株主総会をテレビ会議で開催する場合、当会社は株主の登録、登記、受付、質問、投票および会社の開票結果などの資料を記録・保存し、テレビ会議の全過程を連続して途切れることなく録音および録画しなければならない。

前項の資料および録音・録画は、当会社が存続期間中適切に保存し、録音・録画を受託してテレビ会議業務を行う者にも保存を委託しなければならない。

い。

第9条 株主総会の法定出席株式数

株主総会の出席は、株式数を基準として計算するものとする。出席株数は、署名簿または提出された出席カードおよびオンライン会議プラットフォームでの出席株数に加え、書面または電子方式で行使された議決権の株数を合算して計算する。

開催時間に達した時点で、議長は直ちに会議の開会を宣言しなければならない。ただし、発行済株式総数の過半数を代表する株主が出席していない場合、議長は開会の延期を宣言することができる。延期は最大2回までとし、延期時間の合計は1時間を超えてはならない。2回の延期後も発行済株式総数の3分の1以上を代表する株主が出席しない場合、議長は流会を宣言するものとする。株主総会がオンライン会議で開催される場合、当社は株主総会のオンライン会議プラットフォームにて流会を公告しなければならない。

前項の2回の延期後も定足数に満たず、かつ発行済株式総数の3分の1以上を代表する株主が出席している場合は、中華民国会社法第175条第1項の規定に基づき仮決議を行うことができ、仮決議を各株主に通知し、1ヶ月以内に再度株主総会を招集するものとする。株主総会がオンライン会議で開催される場合、オンラインで出席を希望する株主は第6条に従い当社に再登録しなければならない。

当該会議が終了する前に、出席株主が代表する株数が発行済株式総数の過半数に達した場合、議長は作成された仮決議を中華民国会社法第174条の規定に従い再度株主総会に提案し、決議を求めることができる。

第10条 議案討論

株主総会が取締役会によって招集される場合、その議事日程は取締役会が定めるものとし、関連する議案（臨時動議および原議案の修正を含む）はすべて個別に採決を行うものとする。会議は定められた議事日程に従って進行し、株主総会の決議なしに変更してはならない。

株主総会が取締役会以外の招集権者によって招集される場合も、前項の規定を準用する。

前二項で定められた議事日程が議事（臨時動議を含む）終了前に、決議なしに議長が直ちに閉会を宣言してはならない。議長が議事規則に違反して閉会を宣言した場合、取締役会の他のメンバーは速やかに出席株主の法定手続きに従い、出席株主の議決権の過半数の同意を得て議長を選出し、会議を継続するものとする。

議長は議案および株主から提出された修正案や臨時動議について、十分な説明および討議の機会を与え、議決に付すに足ると認めた場合は討議を終了

し、採決を宣言し、適切な投票時間を設けるものとする。

第11条 株主の発言

出席する株主が発言する前に、発言要旨、株主番号（または出席証番号）および氏名を記載した発言用紙を提出しなければならず、議長が発言の順序を決定する。

出席した株主が発言用紙のみ提出し発言しなかった場合は、発言しなかったものとみなす。発言内容が発言用紙の記載と異なる場合は、発言内容を優先する。

同一議案に対する各株主の発言は、議長の同意がない限り2回を超えてはならず、1回の発言は5分を超えてはならない。ただし、株主の発言が規定に違反するか議題の範囲を超える場合、議長は発言を制止することができる。出席株主が発言している間、他の株主は議長および発言株主の同意を得ない限り発言や妨害をしてはならず、違反した場合は議長が制止しなければならない。

法人株主が2人以上の代表者を株主総会に出席させる場合、同一議案については1人のみ発言できる。出席株主の発言後、議長は自らまたは指定した関係者が回答することができる。

株主総会がテレビ会議で開催される場合、テレビ会議で参加する株主は議長の開会宣言後から閉会宣言前まで、株主総会のテレビ会議プラットフォーム上で文字による質問を行うことができる。各議案の質問回数は2回を超えてはならず、1回あたり200字以内とし、第1項から第5項の規定は適用されない。

第12条 議決権株数の計算および回避制度

株主総会の議決は、株式を基準として計算するものとする。

株主総会の決議において、議決権のない株主の株式数は、発行済株式総数に含めない。

株主が会議の事項について自己の利害関係があり、会社の利益を害するおそれがある場合は、議決に参加してはならず、また他の株主の議決権を代理して行使してはならない。

前項により議決権を行使できない株式数は、出席株主の議決権数に含めない。

信託事業または中華民国証券主管機関の承認を受けた株務代理機関を除き、一人が同時に二人以上の株主から委託を受けた場合、その代理する議決権は発行済株式総数の議決権の3%を超えてはならず、超過分の議決権は計算に含めない。

第13条 議決権の行使及び決議の方法

株主は1株につき1個の議決権を有する。ただし、制限を受けている場合又は中華民国会社法第179条第2項に列举された議決権を有しない場合は、この限りでない。

当会社が株主総会を招集する場合、電子方式による議決権行使を採用し、かつ書面方式による議決権行使を採用することができる。書面又は電子方式により議決権を行使する場合、その行使方法は株主総会招集通知に記載しなければならない。書面又は電子方式により議決権を行使した株主は、株主総会に親自出席したものとみなす。ただし、当該株主総会の臨時動議及び原議案の修正については、棄権したものとみなす。したがって、当会社は臨時動議及び原議案の修正を提出することを避けるべきである。

前項の書面又は電子方式により議決権を行使する者の意思表示は、株主総会開催の2日前までに会社に到達しなければならない。意思表示が重複する場合、最初に到達したものを有効とする。ただし、以前の意思表示を取り消す旨を声明した場合は、この限りでない。

株主が書面又は電子方式により議決権を行使した後、親自又は視訊方式により株主総会に出席しようとする場合、株主総会開催の2日前までに議決権行使と同一の方式により前項の議決権行使の意思表示を取り消さなければならない。期限を過ぎて取り消した場合、書面又は電子方式により行使した議決権を有効とする。書面又は電子方式により議決権を行使し、かつ委任状により代理人を委任して株主総会に出席させた場合、代理人の出席により行使した議決権を有効とする。

議案の表決は、中華民国公司法及び当社定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の表決権の過半数の同意をもって可決するものとする。表決の際には、案件ごとに主席又はその指名する者が出席株主の表決権総数を宣告した上で、株主が案件ごとに投票による表決を行い、株主総会開催当日に、株主の同意、反対又は棄権の結果を公開資訊觀測站に入力するものとする。同一議案に修正案又は代替案がある場合、主席が原案と併せてその表決の順序を定める。そのうちの一案が可決された場合、他の議案は否決されたものとみなし、改めて表決を行う必要はない。

議案表決の監票及び計票担当者は、主席が指名するものとする。ただし、監票担当者は株主の身分を有する者でなければならない。

株主総会に取締役選任議案があり候補者数が定員を超える場合、取締役解任議案がある場合、又は会社法第185条、第316条、企業併購法第18条、第27条、第29条、第35条に定める議案がある場合、主席は弁護士、会計士又は公証人を監票人に指名することが適当である。

主席が前項に基づき指名した者は、投票手続きに関する事務を担当する者であってはならず、また会社又は関係企業の取締役、經理人又は被雇用者であ

ってはない。

監票人は投票及び計票の過程を監督し、選挙結果統計表に署名するものとする。

第8項に基づき監票人を指名した場合、株主総会の議事録には監票人の氏名及び職称を記載するものとする。

株主総会の表決又は選挙議案の計票作業は、株主総会会場内の公開された場所で行うものとし、計票完了後、その場で表決結果（統計された権数を含む）を宣布し、記録を作成するものとする。

当社が株主総会を視聴会議で開催する場合、視聴方式で参加する株主は、主席が開会を宣布した後、視聴会議プラットフォームを通じて各議案の表決及び選挙議案の投票を行い、主席が投票終了を宣布するまでに完了しなければならない。時間を過ぎた場合は棄権とみなす。

株主総会を視聴会議で開催する場合、主席が投票終了を宣布した後、一括して計票を行い、表決及び選挙結果を宣布するものとする。

当社が視聴補助株主総会を開催する場合、第6条の規定に基づき視聴方式で株主総会に出席する登録を行った株主が、実体株主総会に自ら出席しようとする場合は、株主総会開催の2日前までに、登録と同一の方法で登録を取り消すものとする。期限を過ぎて取り消した場合、視聴方式でのみ株主総会に出席することができる。

書面又は電子方式で表決権を行使し、その意思表示を取り消さず、かつ視聴方式で株主総会に参加する者は、臨時動議を除き、元の議案について表決権を行使すること、元の議案に対する修正を提出すること、又は元の議案の修正について表決権を行使することはできない。

第14条 選挙事項

株主総会において取締役の選挙を行う場合、当社が定める関連する選任規範に従って実施し、その場で選挙結果（当選した取締役の名簿及びその当選権数を含む）を発表しなければならない。

前項の選挙事項に係る選挙票は、監票員が密封し署名した後、適切に保管し、少なくとも1年間保存しなければならない。ただし、株主が中華民国会社法第189条に基づき訴訟を提起した場合、訴訟が終結するまで保存しなければならない。

第十五条 株主総会議事録

株主総会における議決事項は、議事録を作成し、議長が署名または捺印し、会議終了後20日以内に、議事録を各株主に配布しなければならない。議事録の作成及び配布は、電子的方法によることができる。

前項の議事録の配布について、当社は公開情報観測站に入力する公告の方

法によることができる。

議事録は、会議の年、月、日、場所、議長の氏名、決議方法、議事経過の要領及び表決結果（統計された権数を含む）を正確に記載しなければならず、取締役の選任がある場合には、各候補者の得票権数を開示しなければならない。当会社の存続期間中は、永久に保存しなければならない。

株主総会をビデオ会議により開催する場合、その議事録は、前項の規定により記載すべき事項のほか、株主総会の開会開始及び終了時刻、会議の開催方法、議長及び記録者の氏名、並びに天災、事変その他の不可抗力の事情によりビデオ会議プラットフォームまたはビデオ方式による参加に障害が生じた場合の処理方法及び処理状況を記載しなければならない。

当会社がビデオ株主総会を開催する場合、前項の規定に従って処理するほか、議事録に、ビデオ方式による株主総会への参加が困難な株主に対して提供する代替措置を記載しなければならない。

第16条 对外公告

征求人征求之股数、受托代理人代理之股数及股东以书面或电子方式出席之股数，本公司应于股东会开会当日，依规定格式编造之统计表，于股东会会场内为明确之揭示；股东会以视频会议召开者，本公司至少应于会议开始前三十分钟，将前述资料上传至股东会视频会议平台，并持续揭露至会议结束。

当社が株主総会のビデオ会議を開催し、開会を宣言する際には、出席株主の株式総数をビデオ会議プラットフォームに開示しなければならない。会議中に出席株主の株式総数及び議決権数を別途集計する場合も、同様とする。

株主総会決議事項について、中華民国法令、台湾証券交易所股份有限公司の規定に定める重大情報に該当する場合、当社は規定の時間内にその内容を公開資訊觀測站到伝送しなければならない。

第17条 会場秩序の維持

株主総会の会務担当者は、身分証明書または腕章を着用しなければならない。

議長は、整理員または警備員を指揮して会場の秩序維持を補助させることができる。整理員または警備員が会場で秩序維持を補助する際は、「整理員」と記載された腕章または身分証明書を着用しなければならない。

会場に拡声設備が備えられている場合、株主が当社が配置した設備を使用せずに発言するときは、議長はこれを制止することができる。

株主が議事規則に違反し、議長の是正に従わず、会議の進行を妨げ、制止されても従わない場合は、議長は整理員または警備員を指揮して、その者に会場からの退去を求めることができる。

第18条 休息、続行集会

会議進行中、主席は適宜時間を定めて休憩を宣告するものとする。不可抗力の事態が発生した場合、主席は会議を一時停止する裁定を下し、状況に応じて会議を再開する時間を宣告することができる。

株主総会で定められた議事（臨時動議を含む）が終了する前に、会議の会場がその時点で使用できなくなった場合、株主総会の決議により別の会場を探して会議を続行することができる。

株主総会は、中華民国会社法第182条の規定に基づき、決議により5日以内に会期を延期し、または会議を継続することができる。

第19条 视频会议的信息披露

股東會をビデオ会議で開催する場合、当社は投票終了後、直ちに各議案の表決結果及び選挙結果を規定に従い株主総会ビデオ会議プラットフォームで開示し、議長が閉会を宣言した後も、少なくとも15分間継続して開示しなければならない。

第20条 视频股东会主席及记录人员之所在地

当社がビデオ株主総会を開催する際、議長及び記録担当者は国内の同一地点にいるものとし、議長は開会時にその地点の住所を発表しなければならない。

第21条 通信中断的处理

株主総会がビデオ会議により開催される場合、議長が閉会を宣言する前に、天災、事変その他の不可抗力事由により、ビデオ会議プラットフォームまたはビデオ方式による参加に障害が発生し、継続して30分以上に達したときは、5日以内に延期または続行して会議を開催しなければならず、会社法第182条の規定は適用しない。

前項の延期または続行すべき会議が発生した場合、元の株主総会にビデオ参加の登録をしていない株主は、延期または続行される会議に参加することはできない。

第1項の規定により延期または続行すべき会議について、元の株主総会にビデオ参加の登録をし、かつ受付を完了した株主が、延期または続行される会議に参加しなかった場合、その元の株主総会における出席株数、行使済みの議決権及び選挙権は、延期または続行される会議の出席株主の株式総数、議決権数及び選挙権数に算入するものとする。

第1項の規定により株主総会の延期または続行集会を辦理する場合、既に投票及び開票を完了し、表決結果または取締役、監査役の当選者名簿を宣布し

た議案については、改めて討議及び決議を行う必要はない。

当社がビデオ補助株主総会を開催し、第1項のビデオ会議を続行できない事態が発生した場合、ビデオ方式で株主総会に出席した出席株数を控除した後も、出席株式総数が依然として株主総会開催の法定定足数に達するときは、株主総会は継続して進行しなければならない、第1項の規定による延期または続行集会を行う必要はない。

前項の会議を継続すべき事態が発生した場合、ビデオ方式で株主総会に参加した株主の出席株数は出席株主の株式総数に算入するものとするが、その株主総会の全ての議案については、棄権とみなす。

本公司は第一項の規定に基づき集会を延期又は継続して開催する場合、公開発行股票公司股務處理準則第四十四條の二十第七項に掲げる規定に従い、元の株主総会の日付及び各該当条項の規定に基づき関連する事前手続きを行うものとする。

公開発行公司出席股東會使用委託書規則第十二條後段及び第十三條第三項、公開発行股票公司股務處理準則第四十四條の五第二項、第四十四條の十五、第四十四條の十七第一項に定める期間について、本公司は第一項の規定に基づき延期又は継続して開催する株主総会の日付に従って処理するものとする。

第22条 デジタル格差への対応

当会社がビデオ会議による株主総会を開催する際には、ビデオ会議方式での出席が困難な株主に対して、適切な代替措置を提供しなければならない。

第23条 制定及び修正手続き

本規則は、取締役会の同意を経て、株主総会の承認を得た後に施行する。修正も同様とする。本規則は2020年3月20日に制定された。

第一次修正は2022年5月11日に行われた。

第二次修正は2026年5月7日に取締役会の同意を得て承認され、2026年6月26日の株主総会の承認を経て施行される。